

白 糠 町 農 業 委 員 会
第 1 1 回 総 会 議 事 録

自 令和 3 年 6 月 24 日
至 令和 3 年 6 月 24 日

白 糠 町 農 業 委 員 会

第 1 1 回 白 糠 町 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

令和 3 年 6 月 24 日

1 本委員会に出席した委員の氏名及び議事録署名委員の氏名

議席	委 員 氏 名	出 欠	署 名	所 属
議長	林 善 幸	○		総 務
1	中 河 敏 史	○		農 地
2	田 代 幸 男	○		農 地
3	對 木 範 誉	○		農 地
4	澁 谷 幸 子	○	○	総 務
5	松 田 浩 二	○	○	農 地
6	石 田 正 義	○		総 務
7	峯 田 弘 子	○		総 務
8	酒 井 伸 吾	○		農 地

2 事務局職員の出席した者

事務局長 相澤勝明
主 幹 齊藤嘉重
主 査 澁谷直樹

3 委員会に付議した議件

日程 1 議事録署名委員の指名
日程 2 会務報告
日程 3 報告第 6 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出
日程 4 議案第 29 号 農用地利用集積計画の決定（農地保有合理化事業）
日程 5 議案第 30 号 農地法第 6 条の規定による農地所有適格法人の定期報告
日程 6 議案第 31 号 現況証明願

開会 午後 1 時24分

議長 これより第11回農業委員会総会を開会いたします。
ただ今の出席委員数は9名であります。

白糠町農業委員会会議規則第6条の規定により、委員の過半数の出席で会議が成立しております。

日程第1 「議事録署名委員の指名」を行います。
本日の議事録署名委員は、会議規則第13条第2項により、2名の委員を議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。
よって、私の方から議事録署名委員を指名いたします。
4番 澁谷委員、5番 松田委員、以上2名を指名いたします。

日程第2 「会務報告」をいたします。
6月11日の「現況調査」には、石田委員、中河委員、田代委員、事務局が出席しております。
後ほど、調査委員より報告をお願いいたします。
以上、会務報告とさせていただきます。

日程第3 報告第6号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」を議題といたします。
事務局職員に議案の朗読及び説明を求めます。

齊藤主幹 報告第6号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」
下記のとおり「農地法第3条の3第1項の規定による届出」があったので報告する。
令和3年6月24日提出
白糠町農業委員会 会長 林 善幸
記
号別1 被相続人 ●●● 相続人 ●●●
号別2 被相続人 ●●● 相続人 ●●●

次のページをお開き下さい。
号別1及び号別2につきましては、先日、相続人である●●●様並びに●●●様より届け出がありましたので、届出に基づき農地台帳の更新をいたしました。対象農地の箇所につきましては、「位置図及び地番図」にて掲載しておりますので、ご参照願います。
なお、●●●様の農地は●●●様と●●●様に貸借、●●●様の農地は●●●様に貸借しております。
以上、報告第6号の説明とさせていただきます。

議長 報告第6号の質疑をお受けいたします。

(出席委員) (なし)

議長 質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終結いたします。
よって、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。
よって、報告第6号につきましては、原案のとおり承認いたします。

日程第4 議案第29号「農用地利用集積計画の決定（農地保有合理化事業）」を議題といたします。

事務局職員に議案の朗読及び説明を求めます。

斉藤主幹 議案第29号「農用地利用集積計画の決定（農地保有合理化事業）」
下記の農用地利用集積計画は、利用権の設定等促進事業の実施が必要と認められ、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画の作成について意見を求められたことから、本会の審議を求める。

令和3年6月24日提出

白糠町農業委員会 会長 林 善幸

記

号別1、

譲渡人 ●●●

譲受人 ●●●

号別2、

譲渡人 ●●●

譲受人 ●●●

次のページをおめくり願います。

農用地利用集積計画の決定（農地保有合理化事業）

農地保有合理化事業の5年間の賃貸借後の売買であります。

号別1の土地の所在地は●●●のほか、合計●●●筆。面積は計●●●
●平方メートル。利用目的は畑で、売渡価格は当時あっせんを通じ、農業公社の買入れ協議で成立した金額●●●

号別2の土地の所在地は●●●ほか、合計●●●筆。面積は計●●●
平方メートル。利用目的は畑、採草放牧地で、売渡価格は当時あっせんを通じ、農業公社の買入れ協議で成立した金額●●●

また、利用集積の公告は6月30日を予定しております。

以上、議案第29号の説明とさせていただきます。

(出席委員) (なし)

議長 質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終結いたします。

よって、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(出席委員)

(「異議なし」の声あり)

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第29号につきましては、原案のとおり決定いたします。

日程第5 議案第30号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告」を議題といたします。

なお、議案中、号別2につきましては、私と渋谷委員が会議規則10条の規定により、議事に参与する制限がありますので、職務代理者に務めていただきます。

それでは、先に号別1と号別3につきまして、事務局職員に議案の朗読及び説明を求めます。

齊藤主幹

議案第30号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告」

下記の者より農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告書の提出があり、要件の確認について本会の審議を求める。

令和3年6月24日提出

白糠町農業委員会 会長 林 善幸

記

号別1、法人の名称 ●●●

号別2、●●●

号別3、●●●

次のページをご覧ください。

「農地所有適格法人要件確認書」

確認書の要件は、4つに分かれております。形態要件・事業要件・構成員要件・業務執行役員要件となっておりますが、すべてを満たすと考えております。

号別1の●●●につきましては、一昨年のおっせんにより農地面積の減少、また、生産体制を生乳から育成に変更し、農業売上高も●●●と令和2年の報告と比して大きく減少しております。

続いて、号別3の●●●につきましては、主な変更箇所は農業・農作業従事者の状況の理事等の総数が昨年と比して5名から4名になり、この1名減は代表取締役の解任によるものです。

以上、議案第30号 号別1、号別3の説明とさせていただきます。

議長

議案第30号 号別1、号別3の質疑をお受けいたします。

(出席委員)

(なし)

議長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

よって、議案第30号 号別1、号別3につきましては、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(出席委員)

(「異議なし」の声あり)

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第30号 号別1、号別3につきましては原案のとおり決定しました。

続いて、号別2になりますので、私と渋谷委員は一度退席します。

酒井委員、お願いいたします。

暫時休憩します。

《林会長、渋谷委員退席》

職務代理者
(酒井委員)

休憩を解き、再開いたします。

それでは、引き続き会議を進めます。

事務局職員に議案の朗読及び説明を求めます。

斉藤主幹

号別2の●●●の「農地所有適格法人要件確認書」になります。

確認書の要件は、4つに分かれております。形態要件・事業要件・構成員要件・業務執行役員要件となっておりますが、すべてを満たすと考えております。

主な傾向としては、経営面積が年々増加しておりますが、昨年と比して若干減少となったのは、先日、●●●様のあっせんに伴い、農地賃貸借契約を解約したことによるものが要因であります。

以上、議案第30号 号別2の説明とさせていただきます。

職務代理者
(酒井委員)

議案第30号 号別2の質疑をお受けいたします。

石田委員

●●●さんから借りていた農地だったか。それで今回は●●●さんの売買でということだから、賃貸の分が減ったと。そのような理解でいいのか。

斉藤主幹

そのとおりです。賃貸で契約していたのが、●●●の面積ですが、それが解約、減った。それ以外にも3月に●●●さんと●●●さんから借りていた農地があるのですが、それも解約しました。その後、あっせんを通じて決まった。その決まった内容につきましては、来月の総会で利用集積というかたちで、一旦農業公社が買い入れをして、買い入れ後に5年間の賃貸をするという予定となっております。その賃貸が決定しましたら●●●以上の面積が農業法人へ、さらに解約した●●●さん●●●さんの部分も契約を農業法人のほうに移行することで調整中ですので、さらにそれが加わるとことになれば、結構な面積が増えることになります。

職務代理者
(酒井委員)

ほかに質疑はありませんか。

(出席委員) (なし)

職務代理者 これをもって、質疑を終結いたします。
(酒井委員) よって、議案第30号 号別2につきましては、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

職務代理者 ご異議なしと認めます。
(酒井委員) よって、議案第30号 号別2につきましては原案のとおり決定しました。
暫時休憩します。

《林会長、渋谷委員入室》

議長 会議を再開します。

日程第6 議案第31号「現況証明願い」についてを議題といたします。
事務局職員に議案の朗読及び説明を求めます。

斉藤主幹 議案第31号「現況証明願い」
下記のとおり農地法関係事務処理要領に基づく願い出があったので、証明について本会の審議を求める。
令和3年6月24日提出
白糠町農業委員会 会長 林 善幸
記
号別1、願出人 ●●●
号別2、願出人 ●●●

次のページでございます。

号別1の所在地は、●●●ほか、合計●●●筆になります。面積は合計で●●●平方メートル。公簿地目は「畑」であります。土地の所有者は●●●様であります。

願い出理由は地目変更です。

なお、この土地につきまして、これだけ相続人というのは登記を見ましたら、昭和49年に前所有者が先に分筆登記をして、このような分筆のしかた。宅地造成のような分筆をしておりますが、昭和49年に分筆をしてその後お亡くなりになって、これだけの相続者に相続になったという経緯があります。

続きまして、号別2の所在地は、●●●、面積は●●●平方メートル。公簿地目は「畑」であります。土地の所有者は●●●様であります。

願い出理由は地目変更です。

以上、議案第31号の説明とさせていただきます。

議長 それでは、調査にあたりました、現況調査委員の石田委員長より調査報告をお願いします。

石田委員

6番 石田です。

現況調査の結果について報告します。

6月11日、私と中河委員、田代委員の3名において現地を確認いたしました。

申請地は農地として利用されておらず、現状は農地、採草放牧地以外と判定したところであります。

以上をもちまして、現況調査結果の報告を終わります。

議長

議案第31号についての質疑をお受けいたします。

(出席委員)

(なし)

議長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

よって、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(出席委員)

(「異議なし」の声あり)

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第31号につきましては、原案のとおり決定いたします。

以上をもちまして、本日予定しておりました議案につきましては、全て終了いたしました。

これをもって、第11回農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会時間 午後 1 時45分)